

武市監告示第18号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項、武雄市監査基準第15条の規定によりその結果を公表します。

令和5年12月5日

武雄市監査委員 成松 義秀

武雄市監査委員 末藤 正幸

財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項及び武雄市監査基準第12条、第13条の規定によりその結果に関する報告を提出します。

1 監査の種類 公の施設の指定管理者の監査

2 監査の対象

(施設名) 武雄市体育施設
(指定管理者) 武雄市体育施設管理運営共同企業体
構成団体(代表) 朝日 I&R ホールディングス株式会社
構成団体 株式会社 丸新
構成団体 株式会社 ルネサンス

3 監査の対象期間 令和5年4月1日から令和5年10月31日まで

4 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

5 監査の着眼点及び実施内容

監査は、施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定書に基づく事務の履行は適切に行われているか、公の施設の管理に係る収支会計経理は適切になされているかを主眼として、提出された資料に基づき関係諸帳簿・台帳・書類等を検査するとともに、関係職員から説明を聴取しながら行った。

6 所管課 企画部スポーツ課

7 監査の実施日及び実施場所

実施場所 武雄市民体育館

日 程 令和5年11月29日(水)

8 指定管理料

令和5年度 126,350,000 円

9 監査の結果

武雄市体育施設の管理運営に関する協定書に基づき、目的に沿った管理運営がなされ、体育施設の管理運営及び収支会計経理は適正に行われていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その改善報告を求めた。